

第1回期日（弁論）2019年2月22日
原告の主張 訴状より抜粋

2 選抜方法について事前に説明する義務

- (1) 女性や浪人生、高等学校等コード51000番以上の者について、不利に扱う得点調整をすることは、憲法に違反するものであり、公正かつ妥当な方法による選抜とはいえないから、不法行為に当たるものであるが、被告は、得点調整を募集要項において事前に明らかにしていない（甲4）。
- (2) 大学入学者選抜実施要項では、募集要項に出願等に必要な事項を決定し、それらを明記することを定めている。また、各大学は、大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努めるものとされている（甲6、6頁）。
- (3) 募集要項によって得点調整を事前に明らかにすれば、受験しようとする者は、自己が不利益に扱われるか否かが判明するのであり、受験をしないという選択が可能である。一般的には不利益に扱われることがわかつていれば受験しないと考えられる。
わが国で私立大学の入学試験は、2月に集中して行われることは周知の事実

であって、試験の日程上の制約から併願する大学は限られる。たとえば、平成30年度についてみると、被告の一般入試を受験しようとすると、一次試験の日程が重なる東海大学、昭和大学、北里大学、兵庫医科大学、帝京大学、二次試験の日程が重なる聖マリアンナ医科大学、国際医療福祉大学を併願できない（甲7の1）。平成29年度でも、昭和大学、北里大学、兵庫医科大学、東海大、聖マリアンナ医科大学、埼玉医科大、産業医科大、関西医科大を併願できない（甲7の2）。そのため、事前に不利益に扱われるか否かが不明であるというのは、受験生にとって重大な不利益である。

したがって、募集要項において、得点調整を明らかにせずに入学試験を行うことは、不法行為に当たる。

- (4) この不法行為が終わるのは、出願した時であるが、すべての対象消費者について出願期間の終了時までには到来している。
- (5) そこで、対象消費者目録1記載の対象消費者について、選抜方法について事前に明らかにする義務違反について不法行為に基づく損害賠償の支払義務の確認を求めるとしてする。

2 公正かつ妥当な方法によっても合格しなかったと考えられる消費者との関係

対象消費者には、そもそも一次試験に合格しなかったので二次試験を受験できない者や公正かつ妥当な方法によっても二次試験に合格しなかったと考えら

れる者がいるが、そのような者であっても、入試日程が集中しており併願が事実上制約される状況下では、一般には、自己が不利益に扱われることが事前に判明していれば、あえてそのような大学を受験することは考えられないから、上記1の受験に要した費用が損害となるというべきである。